

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

11

整理番号	使 途 項 目																																																																					
1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																																																					
					案分率 50%																																																																	
				案分率	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">年月日</th> <th style="width:15%;">取扱店</th> <th style="width:20%;">お 預 り 金 額</th> <th style="width:20%;">お 支 払 金 額</th> <th style="width:25%;">現在高(貸付高)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>←13</td><td></td><td></td><td></td><td>13▶</td></tr> <tr><td>←14</td><td></td><td></td><td></td><td>14▶</td></tr> <tr><td>←15</td><td>31-04-02</td><td>(トヨタファイナンス)</td><td>自払 56,440</td><td>15▶</td></tr> <tr><td>←16</td><td></td><td></td><td></td><td>16▶</td></tr> <tr><td>←17</td><td></td><td></td><td></td><td>17▶</td></tr> <tr><td>←18</td><td></td><td></td><td></td><td>18▶</td></tr> <tr><td>←19</td><td></td><td></td><td></td><td>19▶</td></tr> <tr><td>←20</td><td></td><td></td><td></td><td>20▶</td></tr> <tr><td>←21</td><td></td><td></td><td></td><td>21▶</td></tr> <tr><td>←22</td><td></td><td></td><td></td><td>22▶</td></tr> <tr><td>←23</td><td></td><td></td><td></td><td>23▶</td></tr> <tr><td>←24</td><td></td><td></td><td></td><td>24▶</td></tr> </tbody> </table>						年月日	取扱店	お 預 り 金 額	お 支 払 金 額	現在高(貸付高)	←13				13▶	←14				14▶	←15	31-04-02	(トヨタファイナンス)	自払 56,440	15▶	←16				16▶	←17				17▶	←18				18▶	←19				19▶	←20				20▶	←21				21▶	←22				22▶	←23				23▶	←24				24▶
年月日	取扱店	お 預 り 金 額	お 支 払 金 額	現在高(貸付高)																																																																		
←13				13▶																																																																		
←14				14▶																																																																		
←15	31-04-02	(トヨタファイナンス)	自払 56,440	15▶																																																																		
←16				16▶																																																																		
←17				17▶																																																																		
←18				18▶																																																																		
←19				19▶																																																																		
←20				20▶																																																																		
←21				21▶																																																																		
←22				22▶																																																																		
←23				23▶																																																																		
←24				24▶																																																																		
<p>○ 現在高(貸付高)の金額に- (マイナス)がある場合は貸付高を表します。</p> <p>↑ ○ 通帳をATM(現金自動預払機)に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。 ↑</p>																																																																						
<p>自動車リース代</p> <p style="margin-left: 200px;">上記のうち 280円は 延滞料のため。</p> <p style="margin-left: 200px;">通常リース料が 56,160円 × 50% = 28,080円と相当</p>																																																																						

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者) 平成 28 年 4 月 8 日

三田市けやき台3丁目54番地 / 関口 正人

神戸市長田区北町2丁目5番地 株式会社トヨタレンタリース兵庫 代表取締役 瀧川 高章

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

(100054573 - 03)

契約 No. 0554131

リース方式		メンテナンス	
(1) 車名	シエンHV	型式	NHP170G-MWXQB
登録番号	神戸 531は5611	車台番号	[REDACTED]
初度登録	28年 4月	塗色	白
使用の本拠地	兵庫県三田市けやき台3丁目54-1		
保管場所	兵庫県三田市けやき台3丁目54-1		
特別仕様	ス=H・UVカット&シートヒーター&バックシート LEDランプ&バックシート 特レテイル&バックシート ETCセットアップ スタンダードナビ ETCビルトインナビ 運動タイヤ サイドハガー 希望番号5611 ハックカメラ&バックシート フロアマット デンパーブレード		

(2) リース期間	平成 28 年 4 月 8 日 ~ 平成 31 年 4 月 7 日	36 ヶ月
リース料	毎月 52,000 円 (総額 1,872,000 円)	(5) 前払金
消費税 (8.00%)	毎月 4,160 円 (総額 149,760 円)	元金
(3) 支払月額	毎月 56,160 円 (総額 2,021,760 円)	円 平成 年 月 日 支払

(4) 支払期日	第 1 回 平成 28 年 4 月 17 日 支払 第 2 回 平成 28 年 5 月 17 日 支払 第 3 回 ~ 第 35 回 1 ヶ月毎 17 日 支払 第 36 回 平成 31 年 3 月 17 日 支払	(7) 支払方法	トヨタクレジット
----------	--	----------	----------

(8) リースに含まれる項目	<input checked="" type="checkbox"/> 登録納車費用	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理 (車両保険付保時)	(9) 任意保険内容	保険会社	*****
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税	<input type="checkbox"/> オイル交換		保険種類	*****
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税	<input type="checkbox"/> バッテリー交換 1個まで	フリート区分	*****	
	<input type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険		年齢条件	*****	
	<input type="checkbox"/> 自動車税	<input type="checkbox"/> タイヤ交換	割引割増	*** %	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路開通サービス	<input type="checkbox"/> スタッドレス 4本まで	対人	***** 百万円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> スターゲーション 4本まで	対物	***** 百万円, 自己負担 ** 万円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 車検 (定期点検整備及び継続検査)		人身傷害	1名 ***** 百万円, 1事故 ***** 百万円	
	<input type="checkbox"/> 法定定期点検整備	<input checked="" type="checkbox"/> 車検事故	車両	1年目 ***** 万円, 2年目 ***** 万円	
	<input type="checkbox"/> プロケア10	<input checked="" type="checkbox"/> 法点一般	(自己負担額)	3年目 ***** 万円, 4年目 ***** 万円	
	<input type="checkbox"/> 一般修理	<input checked="" type="checkbox"/> 車	5年目 ***** 万円, 6年目 ***** 万円	7年目 ***** 万円, 8年目 ***** 万円	

(15) 規定損害金	基本額 2,373,082 円
	過減月額 35,956 円

(10) 引渡予定日	平成 28 年 4 月 11 日
(11) 引渡場所	使用の本拠地
(12) 契約走行距離	1,000 km/月
(13) 超過走行料	円/km
(14) 残価の精算	しない (予定残価 ***** 円)

(16) 特約事項
任意保険に付いては、御使用者負担に於いて加入して頂きます。

リース会計基準判定 オペレーティングリース

借受人
連帯保証人
連帯保証人

約 款

【個人情報の取扱い】

1. 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
 - a. 表記(1)記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
 - b. 自動車、保険、携帯電話等の他に取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
 - c. 商品開発等あるいはお客様満足度向上施策を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
2. 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等と信用判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
3. 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的:

提供先	提供先	提供先の利用目的
1	トヨタ自動車株式会社	甲に商品・サービス等に関するご案内を行うこと
2	トヨタ自動車株式会社およびトヨタファイナンス株式会社	甲に、保証の企画・開発等を行うこと
3	トヨタ自動車株式会社およびトヨタファイナンス株式会社	リース契約の企画・開発等を行うこと
4	トヨタファイナンス株式会社	甲に対する、各種サービスの提供および甲に関する情報の提供
5	トヨタ自動車株式会社	甲のリース契約の企画・開発等を行うこと
6	トヨタ自動車株式会社	甲のリース契約の企画・開発等を行うこと
7	トヨタ自動車株式会社	甲のリース契約の企画・開発等を行うこと
8	トヨタ自動車株式会社	甲のリース契約の企画・開発等を行うこと
9	トヨタ自動車株式会社	甲のリース契約の企画・開発等を行うこと

4. 乙は、個人情報を取扱いについて、ホームページなどにより公表します。
URL: <http://www.toyota.co.jp/rent/>

【リース契約条項】

- 第1条 (リース契約)
 1. 本契約は、甲および乙が合意したときを成立日とする。
 2. 甲は、本契約の履行にあたっては、諸法令を遵守します。
- 第2条 (自動車の引渡)
 1. 甲は、乙が甲の指定する者を通じて、甲に自動車を引渡します。
 2. 甲は、引渡・外観その他すべての点において、リース目的の限度において良好な状態で引渡すものとする。
 3. 乙は、甲が引渡す自動車の状態を点検し、問題がある場合は、甲に通知するものとする。
 4. 甲は、乙が甲の指定する者を通じて、甲に自動車を引渡すものとする。
- 第3条 (自動車の使用)
 1. 甲は、乙が甲の指定する者を通じて、表記(1)記載の場所に自動車を保管するものとする。
 2. 甲は、乙が甲の指定する者を通じて、自動車の使用、保管状況を点検、検査するものとする。
 3. 甲は、乙が甲の指定する者を通じて、自動車の使用、保管状況を点検、検査するものとする。
 4. 甲は、乙が甲の指定する者を通じて、自動車の使用、保管状況を点検、検査するものとする。
 5. 甲は、乙が甲の指定する者を通じて、自動車の使用、保管状況を点検、検査するものとする。
- 第4条 (リース期間)
 1. リース期間は表記(2)記載の期間とします。
- 第5条 (リース料および支払方法)
 1. 甲は、乙に対して表記(3)記載の金額を表記(4)記載の各回リース支払額支払期日に表記(7)の方法で支払うものとする。
 2. 甲は、乙に対して表記(3)記載の金額を表記(4)記載の各回リース支払額支払期日に表記(7)の方法で支払うものとする。
 3. 甲は、乙に対して表記(3)記載の金額を表記(4)記載の各回リース支払額支払期日に表記(7)の方法で支払うものとする。
- 第6条 (前払金)
 1. 甲は、乙に対して表記(5)記載の金額を前払金として支払うものとする。
 2. 前払金は無利息とし、表記(5)に記載する該当回のリース支払額支払いは、前払金が充てられるものとします。
 3. 前払金は、表記(5)に記載の金額を前払金として支払うものとする。

第7条 (保証金)

1. 甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記(6)記載のとおり保証金を現金または表記(7)の方法で支払うものとする。
2. 乙は、前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の債務を履行した後に、甲に返還するものとする。
3. 第20条により甲が表記(6)記載のリース支払額を前払いしなければならぬ事由が生じたときは、保証金を甲の乙に対する債務に充当しても甲は異議を申し立てないものとする。

第8条 (自動車登録)

1. 甲は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の登録その他の目的で利用・活用することについて、異議をいふものとする。
2. 乙は、甲が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の登録その他の目的で利用・活用することについて、異議をいふものとする。
3. 甲は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の登録その他の目的で利用・活用することについて、異議をいふものとする。

第9条 (禁止行為)

1. 甲は、本契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙またはその承継人に対して有する債務とを相殺できないものとする。
2. 甲は、自動車を第三者に譲渡する、質入する、または担保に差入れる等、甲の所有権を侵害するよう行為をしないものとする。
3. 甲は、日本国外でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持出し、甲の所有権を侵害するものとする。
4. 甲は、乙の承諾を得ない限り、次の行為をできないものとする。
 - ① 自動車に特別仕様の部品、機器等を装着する等、自動車の原状を変更すること
 - ② 自動車に表記(6)記載の記録を変更し、使用の本拠の位置、保管場所などを変更すること

第10条 (通知事項)

1. 甲または連帯保証人は、下記に掲げる事由のいずれが生じたときは、乙に対しこれを通知しなければならないものとする。
 - ① 甲または連帯保証人がその住所・氏名、商号または事業の目的その他経歴に変更を要する生じたとき
 - ② 第20条2号の事由が生じたとき
 - ③ 甲または乙が破産手続開始の申立てをしたとき
 - ④ 甲または乙が破産手続開始の申立てをしたとき
 - ⑤ 甲または乙が破産手続開始の申立てをしたとき
2. 甲は、乙から申し入れがあったときは、甲の事業の状況を説明し、決算報告書類その他乙の指定する関係書類を乙に提供します。

第11条 (保険契約の締結)

1. 甲は、自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、その旨を乙に交付するものとする。
2. 特別の事由により甲が自ら保険契約を締結する場合は乙の承諾を得るものとする。
3. 第1項および第2項の保険契約の締結後直ちに乙に交付するものとする。
4. 第1項および第2項の保険契約に免状額が定められている場合は、その免状額についての負担は、甲が負うものとする。
5. 自動車に付された車両保険が支払われた場合は、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、受領した金額を直ちに乙に返渡すものとする。
6. 保険契約自体に関する取扱いは、保険会社の約款・取扱規定に依るものとする。

第12条 (自動車の瑕疵)

1. 自動車の瑕疵、故障、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、または自動車の引渡に際して甲に瑕疵があった場合においても、乙は一切の責任を負わないものとする。
2. 自動車が瑕疵が発見されたときは、甲は保証書の定めに従い、自動車の製造・販売元または販売会社に対し直接保証修理等の履行を請求するものとする。

第13条 (メンテナンスサービス)

1. 甲は、自動車について本契約期間中、表記(1)記載の相手トヨタテクノショップで表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。また、表記(1)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。
2. 甲は、表記(8)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。
3. 甲は、表記(8)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。
4. 甲は、表記(8)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。
5. 甲は、表記(8)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。
6. 甲は、表記(8)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。
7. 甲は、表記(8)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。
8. 甲は、表記(8)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。
9. 甲は、表記(8)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。
10. 甲は、表記(8)記載の相手トヨタテクノショップにおいて表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとする。

乙は表記(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の指定するレンタカーを代車として無償で甲に貸渡すものとし、保険補償等の貸渡条件は貸渡するレンタカーの所有者が定める(以下、レンタカー所有者)が定める貸渡約款に従うものとする。但し、この貸渡約款が、甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用は、甲の負担とする。

第15条 (事故処理) 甲は事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとする。

第16条 (損害賠償) 次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとする。

第17条 (自動車引渡) 第2条第1項に定める自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天変地災その他甲の乙以外の原因によつて生じた自動車の滅失、毀損等一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとする。

第18条 (権利の移転) 乙は、本契約に基づき権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて予め承諾し、

第19条 (費用の追加) 甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその増減を精算するものとし、その支払方法は乙の定めによるものとする。

第20条 (リース支払額前払い) 甲は、前条に基づき乙の請求を受けたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失するものとし、乙は甲に対して残存期間のリース支払額前払いを請求するものとする。

第21条 (自動車返還) 甲は直ちに自動車に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受ける自動車を自由に処分できるものとし、

第22条 (返還時の状態) リース期間が満了したとき、または本契約が解除もしくは解約されたとき、甲は直ちに自動車に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受ける自動車を自由に処分できるものとし、

第23条 (リース期間満了) 甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合は、甲、乙間のリース契約は、乙が再リースの申込みをした日から、乙が再リースの申込みをした日からリース契約が締結されるものとします。

第24条 (規定走行距離) 甲、乙双方は第5条のリース料が、表記(12)記載の契約走行距離を前提に定められたものであることを承認するものとし、

第25条 (規定損害賠償) 本契約が締結されたときは、甲は表記(15)記載の規定損害金および賠償額に既に支払済みである未払リース支払額を、直ちに乙に支払わなければならないものとします。

第26条 (権利の担保) 乙が本契約による自らの権利を担保するため、または第三者より担保の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとった場合には、甲は乙が支払った全ての費用を負担するものとする。

第27条 (再リース) 甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合は、甲、乙間のリース契約は、乙が再リースの申込みをした日から、乙が再リースの申込みをした日からリース契約が締結されるものとします。

〒669-1321

兵庫県三田市けやき台3-54-1

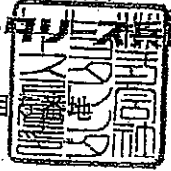
関口 正人 様

5014084000 4

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。下記のとおりご請求申し上げます。

発行日 27年12月18日
請求書 No. 151221351411

株式会社 **トヨタレンタリース**
〒653-0016
神戸市長田区北町2丁目



TEL 078-576-6155

リース第1課
担当 [Redacted]

※入代

ご利用 期間	契約No. 回数	登録No. 車名	今回ご利用明細		今回 ご請求額	備考
			ご利用額	消費税額		
	0554131 前払金	ｼﾝｸﾞﾙHVG	104,000	8,320	112,320	充当回数: 1回~2回
ページ計			104,000	8,320	112,320	

お支払期日	ご利用額	消費税額	ご請求額
28. 4. 4	104,000円 (104,000)	8,320円	112,320円

() 内には今回ご利用額の内訳として課税対象額を表示しております。

銀行名	支店名	口座種別	口座番	振込される場
自動口座振替	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

注) ご入金と行き違いに本状が到着した場合はあしからずご容赦のほどお願いいたします。

5014084000

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)
 (会派名 維新の会)
 (議員名 関口正人)

整理番号	用途項目	
	2	(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	案分率	50%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	

343-1402-1
 関口 正人 様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日 2019年03月20日
 振替日 2019年04月06日

下記の通り御請求申し上げます。

振替日 2019年04月06日

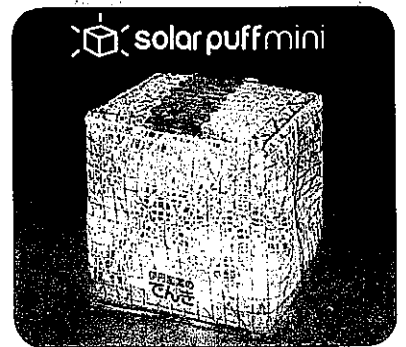
1ページ

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
31412	31412			37488	37488
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 振替日 04月06日	
	269.05				

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
03/06	入金(自動振替)				31412
02/24	レギュラー	0001	3397	1390	4722
02/25	レギュラー	0001	4341	1390	6034
03/02	レギュラー	0001	3083	1390	4285
03/06	レギュラー	0001	4460	1390	6199
03/10	レギュラー	0001	2996	1390	4164
03/11	レギュラー	0001	2666	1390	3706
03/17	レギュラー	0001	2924	1390	4064
03/18	レギュラー	0001	3038	1420	4314
			# # 合計 # #		37488
			(内消費税)	(2777

ガスと電気で
 プレゼント!!



詳しくは裏面を開いてご覧下さい

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

10 31-04-08

ガス

*37,488

燃料費

11

12

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

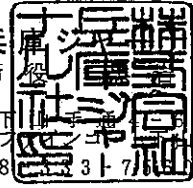
整理 番号	使 途 項 目																	
3	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費																	
		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動のため、案分率100%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	100%	それ以外の案分		案分の説明		政務活動のため、案分率100%を適用した。									
案分率	100%																	
それ以外の案分																		
案分の説明																		
政務活動のため、案分率100%を適用した。																		
	<div style="text-align: center;"> <p>なかしんのカードご利用明細</p> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。</p> <table border="1"> <tr> <td>お 取 扱 日</td> <td>取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>31-04-22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お 取 引 店</td> <td>口 座 番 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お 取 引 内 容</td> <td>お 取 引 金 額</td> </tr> <tr> <td>お振込</td> <td>¥8,400*</td> </tr> <tr> <td>手数料 ¥432 ページ 硬貨</td> <td>お 取 引 後 残 高</td> </tr> <tr> <td>時 刻 15:09</td> <td>お つ り ¥1,168</td> </tr> </table> <p>納付先) ヒョウコ"ツ"ヤ-ナルツヤ様 お名前) キク"チマサヒト様 TEL079-565-5611</p> <p>***** 印紙税申告納 付に付き柏原 税務署承認済</p> <p>ご利用ありがとうございました。 中兵庫信用金庫</p> </div>		お 取 扱 日	取扱金庫・店番・機番通番	31-04-22		お 取 引 店	口 座 番 号			お 取 引 内 容	お 取 引 金 額	お振込	¥8,400*	手数料 ¥432 ページ 硬貨	お 取 引 後 残 高	時 刻 15:09	お つ り ¥1,168
お 取 扱 日	取扱金庫・店番・機番通番																	
31-04-22																		
お 取 引 店	口 座 番 号																	
お 取 引 内 容	お 取 引 金 額																	
お振込	¥8,400*																	
手数料 ¥432 ページ 硬貨	お 取 引 後 残 高																	
時 刻 15:09	お つ り ¥1,168																	

No.

2019年 3月 22日

請求書

株式会社 兵庫 株式会社
 代表取締役
 〒650-0011
 神戸市中央区下
 TEL: 078-331-7115
 FAX: 078-333-7563



維新の会 関口 正人 様

下記の通り御請求申し上げます。

(振込銀行口座)
 (郵便振替口座)
 (口座名義)

品番・品名	数量	単位	単価	金額
購読料H31年1月～3月分(1部1ヶ月 2,800円)	1	部	8,400	8,400
	合計		内税 622	総額(税込) ¥8,400-

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																																	
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																	
		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動のため、案分率100%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	100%	それ以外の案分		案分の説明		政務活動のため、案分率100%を適用した。																									
案分率	100%																																	
それ以外の案分																																		
案分の説明																																		
政務活動のため、案分率100%を適用した。																																		
	<div style="text-align: center;"> <p>なかしのカードご利用明細</p> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。</p> </div> <table border="1"> <tr> <td>お取扱日</td> <td>取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>31-04-22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>万円(後) 千円(後) 百円(後) 十円(後)</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥5,000.0*</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>お振込</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>手数料 ¥432</td> <td>ページ 便費 ¥502</td> </tr> <tr> <td>時刻 15:13</td> <td>おつり ¥70</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ツハ°ソツヤタ°ソホウツ°ソ マニフエストケン</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ユウカイ様</td> </tr> <tr> <td colspan="2">キク°チマサヒト様</td> </tr> <tr> <td colspan="2">TEL079-565-5611</td> </tr> </table> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1"> <tr> <td>印紙税申告納 付に平捺 税務署承認済</td> <td>ご利用ありがとうございました。</td> </tr> </table> </div>		お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番	31-04-22		お取引店	口座番号			万円(後) 千円(後) 百円(後) 十円(後)	お取引金額		¥5,000.0*	お取引内容	お取引後残高	お振込	¥0	手数料 ¥432	ページ 便費 ¥502	時刻 15:13	おつり ¥70			ツハ°ソツヤタ°ソホウツ°ソ マニフエストケン		ユウカイ様		キク°チマサヒト様		TEL079-565-5611		印紙税申告納 付に平捺 税務署承認済	ご利用ありがとうございました。
お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番																																	
31-04-22																																		
お取引店	口座番号																																	
万円(後) 千円(後) 百円(後) 十円(後)	お取引金額																																	
	¥5,000.0*																																	
お取引内容	お取引後残高																																	
お振込	¥0																																	
手数料 ¥432	ページ 便費 ¥502																																	
時刻 15:13	おつり ¥70																																	
ツハ°ソツヤタ°ソホウツ°ソ マニフエストケン																																		
ユウカイ様																																		
キク°チマサヒト様																																		
TEL079-565-5611																																		
印紙税申告納 付に平捺 税務署承認済	ご利用ありがとうございました。																																	

ご請求書

2019年4月5日

関口正人 様

一般社団法人マニフェスト研究会
ローカル・マニフェスト推進連盟事務局
〒103-0027
東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング 5F
電話：03-6214-1315


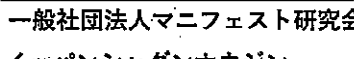
下記の通り御請求申し上げますので、ご査収の程宜しくお願い申し上げます。

御請求内訳


品名	数量	単価	合価	備考
ローカル・マニフェスト推進連盟 2018 年度会費	1	5,000	5,000	
合計			5,000	※税込み

※4月末日迄にお振込みをお願いいたします
※振り込み手数料はご負担をお願いいたします。

<お振込先>

○銀行名・支店名 
○口座番号 
○口座名義 一般社団法人マニフェスト研究会
○口座名義(カナ) イッパンシャダンハウジン
マニフェストケンキュウカイ

<お問い合わせ先>

○住所 東京都中央区日本橋 1-4-1
日本橋一丁目三井ビルディング 5F
○担当者 
○電話番号/FAX 03-6214-1315/03-6214-1186

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟年会費			
活動概要	<p>○活動団体 一般社団法人マニフェスト研究会</p> <p>○住所 東京都中央区日本橋1-7-12 国土施設ビル3階</p> <p>○活動趣旨 2000年に施行された地方分権推進一括法、その流れを受けた三位一体の改革により、地方分権が急速に進み始め。そのような中、「数値」「期限」「財源」「工程表」を明示したマニフェストを掲げた首長が当選し始めたが、首長のマニフェストによって、首長と住民が直接契約を結ぶと、地方議会のレゾン・デートルが問われ始め、これまでの地方議会のあり方が大きく変わることになる。地方議会としての役割は何か、地方議会選挙の公約をどうするのかといったことに始まり、ローカル・パーティーの創設をも検討する必要がある。すでに、全国の志の高い首長が立ち上がり、ローカル・マニフェストを自ら推進するローカル・マニフェスト推進首長連盟が結成された。市民の側からもローカル・マニフェスト推進ネットワーク(地方議員も含まれる)も結成された。マニフェスト型政治を推進するためには、首長と並び、二元代表制の一方の責任者として地方議会の充実が重要になる。地方分権時代をリードし、真の地方自治確立のため実践する団体として地方議員連盟は大きな使命を担うことになる。</p> <p>○活動内容 講演会の開催、勉強会の実施、地方議員同士の情報交換、議員間討議等</p> <p>★案分率: 内容は、全て政務活動にかかるものである。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	年会費	5,000	04-4	ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟年会費
	合計			
備考				

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																
5	案分率	100%															
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動のため、案分率100%を適用した。																
ご利用明細票																	
<table border="1"> <tr> <td>お取扱日</td> <td>店番</td> <td>取扱番号</td> </tr> <tr> <td>31-04-22</td> <td></td> <td>A93120029</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>払込口座</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>払込金額</td> <td>*30,000</td> <td>料金 *0</td> </tr> </table>			お取扱日	店番	取扱番号	31-04-22		A93120029	取扱店			払込口座			払込金額	*30,000	料金 *0
お取扱日	店番	取扱番号															
31-04-22		A93120029															
取扱店																	
払込口座																	
払込金額	*30,000	料金 *0															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"> 振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行) </td> <td> 日 額 千 百 十 元 角 分 3 0 0 0 0 </td> </tr> <tr> <td> 振替人 関口正人 </td> </tr> </table>			振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)	日 額 千 百 十 元 角 分 3 0 0 0 0	振替人 関口正人												
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)	日 額 千 百 十 元 角 分 3 0 0 0 0																
	振替人 関口正人																
入金額 *30,000 おつり *0																	
はじめての投資信託を ゆうちょが応援します！																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 印紙税申告納付につき趣町税務署承認済 </div>																	

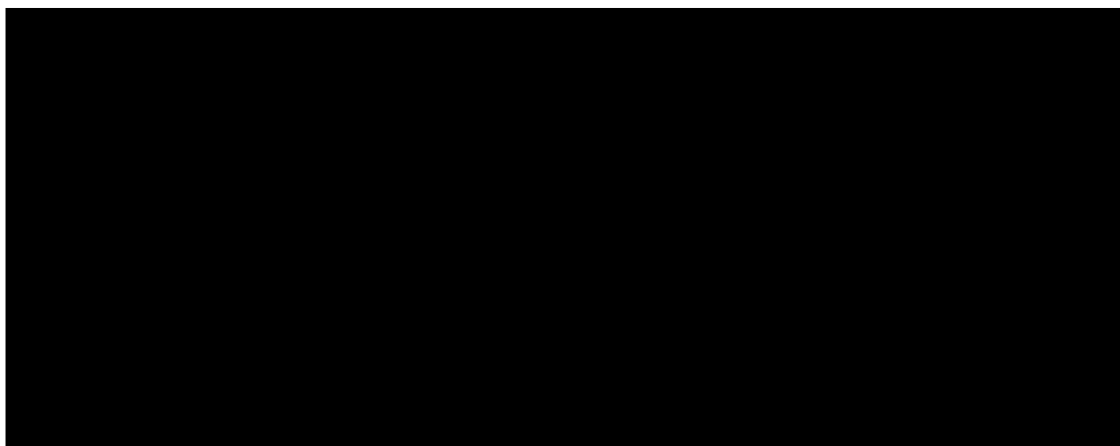
案分率

北摂情報文化懇話会の皆様へ

2019年度前期会費納入のお願い

謹啓 早春の候、会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2019年度前期（4月－9月）会費納入のお願いをする時期となりました。6カ月分前納で3万円となっております。



以上にお振込いただくか、同封の郵便局の口座 （振込手数料無料） をご利用ください。

お手数ですが、4月末日 までに納入いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

北摂情報文化懇話会事務局

TEL 079-563-2256

FAX 079-563-2286

(添付様式7)

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	関口 正人
-----	-------

活動名	北摂情報文化懇話会会費			
活動概要	<p>○活動団体 北摂情報文化懇話会</p> <p>○住所 三田市三輪2丁目1-9</p> <p>○活動趣旨</p> <p>神戸新聞北摂総局が担当するエリア(三田市、北神戸)を対象に、基本的に月1回例会を開催し、さまざまな課題に関する講師による勉強会を実施する。代表幹事に三田市長、幹事に阪神北県民局長、三田市議会議長等、また、常任幹事(事務局長)を神戸新聞社北摂総局長が努め、三田市を中心とした地域の各著名人が参加し、情報交換を行う。</p> <p>○活動内容 講演会の開催、参加者同士の情報交換等</p> <p>★案分率: 内容は、全て政務活動にかかるものである。</p>			
経費	項目	政活費充当金額	領収書NO	内容
	会費(2019年4月~9月)	30,000	04-5	北摂文化懇話会会費(2019年4月~9月)
	合計	30,000		
備考	添付資料:北摂情報文化懇話会 第23回総会資料			

北摂情報文化懇話会

第 23 回 総 会

式 次 第

《 開会挨拶 》

《 議 題 》

- ① 平成30年度事業報告
- ② 平成30年度決算報告・監査報告
- ③ 平成31(令和元)年度事業計画案
- ④ 平成31(令和元)年度予算案
- ⑤ 平成31(令和元)年度役員について
- ⑥ そ の 他

と き 平成31年4月19日(金)

と ころ ザ・セレクトンプレミア
神戸三田ホテル

平成30年度事業報告

4月	「規範を打破した大統領」 トランプ政権と現在の国際政治情勢 ー世界はどこへ向かうのか？	神戸大学大学院 箕原 俊洋 氏
5月	「今後の政局の行方」 安倍政権の前途は	政治評論家 有馬 晴海 氏
6月	「将棋界あれこれ」	日本将棋連盟常務理事 井上 慶太 九段
7月	「天気予報の読み解き方」 ～夏の時期に注意すべきこと	気象予報士 南 利幸 氏
8月	配本……『開運！しあわせ薬膳』、『ぐるっと探検☆産業遺産』 『ひょうご自然フィールドガイド』、『姫路城を歩く』 『六甲山シーズンガイド 春・夏』、『山田錦物語』 『ひょうごのロングセラー100』、『「人」財経営のすすめ』 『兵教大発 まあるく子育て』	
9月	「平成の天皇制を振り返る」	神戸女学院大学准教授 河西 秀哉 氏
10月	「日本経済の現状と展望 成長の新たな原動力の模索」	神戸大学大学院教授 松林 洋一 氏
11月	「商業地・観光地再生の法則 ～現場から見出した手法と実践例」	まち再生プロデューサー 古田 篤司 氏
12月	特別例会 「年忘れパーティー」	
1月	休会	
2月	「映画の見方を変えて もっと人生を豊かに」	映画パーソナリティー 津田 なおみ さん
3月	「感性を数値化して暮らしに活用」	関西学院大学理工学部教授 長田 典子 さん

平成30年度 決算 (平成30年4月～平成31年3月)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前年度繰越金	[Redacted]	例会費	[Redacted]
会費		講師謝礼	
その他収入		資料・配本費	
前払金 (次年度会費振込手数料)		印刷費	
前払金 (次年度通信費)		事務・文具費	
		雑支出	
		運営・委員会費	
		通信・郵送費	
		前受金 (次年度会費)	
		小計	
		次年度繰越金	
合計	[Redacted]	合計	[Redacted]

決算審査にあたり、関係諸帳簿、証票及び預金通帳などを点検したところ、正確にして誤りのないことを認めます。

平成31年4月10日

監事

[Redacted Signature]

監事

[Redacted Signature]

平成31(令和元)年度事業計画(案)

実施日	会 場	講 師 ・ 内 容
4月 19日 (金)	第225回例会兼 第23回総会 ザ・セレクトンプレミア 神戸三田ホテル	講師：木村 幹氏 神戸大学大学院教授 演題：「どうなる日韓関係～ 文在寅政権は何を考えているか」
5月 20日 (月)	第226回例会 ザ・セレクトンプレミア 神戸三田ホテル	講師：前川 喜平氏 元文部事務次官 演題：「政権と官僚」 (仮題)
6月 12日 (水)	第227回例会 ザ・セレクトンプレミア 神戸三田ホテル	講師：武元 和彦氏 日本銀行神戸支店長 演題：「最近の経済情勢」 (仮題)

平成31(令和元)年度 予算案 (平成31年4月～令和2年3月)

(単位:円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前年度繰越金		例会費	
会費		講師謝礼	
		資料・配本費	
		印刷費	
		事務・文具費	
		雑支出	
		運営・委員会費	
		通信・郵送費	
		小計	
		次年度繰越金	
合計			

平成31(令和元)年度 幹事・監事 (案)

(順不同・敬称略)

代表幹事 森 哲 男 (三田市長)

幹 事 坂本 哲也 (兵庫県阪神北県民局長)

〃 厚地 弘行 (三田市議会議長)

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

常任幹事

(事務局長)

監 事

〃

北 撮 情 報 文 化 懇 話 会 規 約

第1条 名 称

本会を北撮情報文化懇話会とする。

第2条 目 的

本会は北撮地域の調和のとれた発展に資するため、会員に国内外の情報分析と展望を提供するとともに、会員相互の情報交換、親睦を図ることを目的とする。このため、次の事業を行う。

1. 例会、特別例会の開催
2. 図書、情報資料の配布
3. その他

第3条 所在地

本会事務局を〒669-1513 三田市三輪2丁目1番9号 神戸新聞北撮総局内に置く。

第4条 会 員

- ① 本会は三田市およびその周辺地域の行政、経済、文化、教育など各分野で中心的な役割を果たし、本会の趣旨に賛同する者で構成する。
- ② 新会員となる者は会員の推薦により会費納入によって資格を得る。
- ③ 本会の会員は申し出により任意に退会できる。本会は、会員が会費を滞納、またこれに準ずる理由があるときは、退会させることができる。

第5条 役 員

- ① 本会では代表幹事1人、幹事を若干名おき幹事会で運営にあたる。
- ② 常勤幹事（事務局長）は神戸新聞社北撮総局長が務める。
- ③ 本会の財産状況を監査し、総会で報告するため監事2名をおく。監事は幹事、事務局を兼ねてはならない。

第6条 会 費

会費は月額5000円とし、半年ごとに前納する。ただし、財源に不足が生じている場合は臨時会費を徴収することができる。

第7条 会計年度

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 総 会

- ① 総会は会員で構成し、事業報告と収支決算、事業計画案と収支予算案、役員の選任・解任などの事項を決議する。
- ② 本会は通常総会を年に1回開催。幹事、監事が必要と認めたときに臨時総会を開く。

第9条 規約改正

この規約は全会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附 則

この規約は平成30年4月20日から適用する。

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

11

整理番号		使途項目																									
6		(調査研究費)・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																									
		案分率	50%																								
		それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																									
		案分率																									
<div data-bbox="459 857 912 907" data-label="Section-Header"> <h3>なかしんのカードご利用明細</h3> </div> <div data-bbox="472 909 884 985" data-label="Text"> <p>毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 どうぞお確かめ下さい。</p> </div> <table border="1" data-bbox="462 987 917 1310"> <tr> <td>お取扱日</td> <td>取扱金庫・店番・機番通番</td> </tr> <tr> <td>31-04-22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お取引金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥93,744*</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引後残高</td> </tr> <tr> <td>お振込</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>¥648</td> </tr> <tr> <td>ページ</td> <td>硬貨</td> </tr> <tr> <td>時刻</td> <td>15:05</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td>¥5,608</td> </tr> </table> <div data-bbox="462 1361 820 1400" data-label="Text"> <p>トヨタレンタリースヒヨウコ様</p> </div> <div data-bbox="462 1426 670 1462" data-label="Text"> <p>キクチマサヒト様</p> </div> <div data-bbox="614 1449 903 1485" data-label="Text"> <p>TEL079-565-5611</p> </div> <div data-bbox="469 1507 596 1599" data-label="Text"> <p>印紙税申告納 付につき柏原 税務署承認済</p> </div> <div data-bbox="639 1512 868 1576" data-label="Text"> <p>ご利用ありがとうございました。</p> </div> <div data-bbox="624 1581 783 1608" data-label="Text"> <p>中兵庫信用金庫</p> </div>				お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番	31-04-22		お取引店	口座番号			お取引金額			¥93,744*	お取引内容	お取引後残高	お振込	¥0	手数料	¥648	ページ	硬貨	時刻	15:05	おつり	¥5,608
お取扱日	取扱金庫・店番・機番通番																										
31-04-22																											
お取引店	口座番号																										
お取引金額																											
	¥93,744*																										
お取引内容	お取引後残高																										
お振込	¥0																										
手数料	¥648																										
ページ	硬貨																										
時刻	15:05																										
おつり	¥5,608																										
自動車リース代																											



自動車リース請求書

LB091R

〒669-1321

兵庫県三田市けやき台3-54-1

関口 正人 様

5014084000 4

毎度格別のお引立てを賜り厚くお礼申し上げます。下記のとおりご請求申し上げます。

発行日 31年 1月21日

1ページ

請求書N° 190121432445

株式会社 **トヨレンタリース株式会社**

〒653-0016

神戸市長田区北町2丁目



TEL 078-576-6155

リース第2課

担当

リース代

ご利用期間	契約No. 回数	登録No. 車名	今回ご利用明細		今回 ご請求額	備考
			ご利用額	消費税額		
31. 4. 8	0678296	神戸 531は5611	86,800	6,944	93,744	充当回数: 1回~2回
31. 6. 7	前払金	シフトHVG				
ページ計			86,800	6,944	93,744	

お支払期日	ご利用額	消費税額	ご請求額
31. 4. 30	86,800円 (86,800)	6,944円	93,744円

() 内には今回ご利用額の内訳として課税対象額を表示しております。

銀行名	支店名	口座種別	口座番号
自動口座振替			

振込される場合は左記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

注) ご入金と行き違いに本状が到着した場合はあしからずご容赦のほどお願いいたします。
5014084000



自動車リース注文書

お客様控

LB001R

株式会社 **トヨタレンタリース兵庫** 御中

平成 31年 1月18日 商談N°100073571-01

部署名 リース第2課

担当スタッフ

下記の通り注文致します。

車名	シエンHVG	
型式	NHP170G-MWXQB	台数 1台
年式	28年式	塗色 I7-I7H- (5B6)
		内装色 フアブリック(G30)/707マージュ (FA00)

コード	5014084000
住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3-54-1
名称	関口 正人

特別仕様	
------	--

コード	5014084000	末日締、日必着、翌月、17日払い
住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3-54-1	
名称	関口 正人	

リース期間	24ヵ月 (予定期間31年 4月~33年 3月)
リース料	43,400 円
消費税	3,472 円
支払月額 (台当り)	46,872 円

請求先	方法 1. 毎月 2. 一括 3. ()
	支払方法 トヨタクレジット

※消費税は税率 8.00%にて計算しております。

支払期日	別途契約書にてご案内
前払金	円 平成 年 月 日支払
	充当方法 第 回 円
	第 回 ~ 第 回 各 円
	第 回 ~ 第 回 各 円
保証金	円 平成 年 月 日支払
下取車	車名 型式
	年式 登録No. 車検期限

コード	5014084000
住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3-54-1
名称	関口 正人

コード	5014084000
住所	〒669-1321 電話番号079-565-5611 兵庫県三田市けやき台3-54-1
名称	関口 正人

住所	〒	電話番号
名称		
住所	〒	電話番号
名称		

引渡予定日	
引渡場所	
担当ショップ	ネットトヨタソナ神戸 株式会社 北神店

契約走行距離	2,000 km/月 超過走行料 円/km
残価の精算	しない (予定残価 ***** 円)

リース料に含まれる項目	<input checked="" type="checkbox"/> 登録納車費用	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理(車両保険付保時)
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税	<input type="checkbox"/> オイル交換
	<input type="checkbox"/> 自動車重量税	<input type="checkbox"/> バッテリー 2個まで
	<input type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険	
	<input type="checkbox"/> 自動車税	<input type="checkbox"/> タイヤ交換
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路関連サービス	
	<input checked="" type="checkbox"/> 任意保険	
	<input type="checkbox"/> 車検(定期点検整備及び継続検査)	
	<input type="checkbox"/> 法定定期点検整備	<input checked="" type="checkbox"/> 車検 × 法点 ×
	<input type="checkbox"/> プロケア10	<input checked="" type="checkbox"/> 事故 × 一般 ×
<input type="checkbox"/> 一般修理		

神戸 531は5611
リース会計基準判定:ハレタイプリース
任意保険はご使用者負担に於いて別途加入して頂きます。
特約事項

任意保険内容	保険会社 *****
	保険種類 *****
	対人 ***** 百万円
	対物 ***** 百万円 自己負担額 ** 万円
	人身傷 1名 ***** 百万円 1事故 ***** 百万円

フリート/年齢	*****
割引割増	***%
車両	1年目 ***** 万円 2年目 ***** 万円
	3年目 ***** 万円 4年目 ***** 万円
	5年目 ***** 万円 6年目 ***** 万円
	7年目 ***** 万円 8年目 ***** 万円

請求予定表

L6081R

発行日 31年 1月21日

1 ページ

〒669-1321

兵庫県三田市けやき台3-54-1

関口 正人 様

5014084000

株式会社 トヨタクレジット 兵庫

〒653-0016

神戸市長田区北町2丁目



電話番号 078-576-6155

リース第2課

担当

契約No	0678296	車名	江ノHV G
契約期間	31年 4月 8日~33年 4月 7日	登録No	神戸 531は5611

回数	利用月	月額リース代			前払金			ご請求額	ご請求日	お支払期日
		金額	消費税額	小計	金額	消費税額	小計			
1	31. 4	43,400	3,472	46,872	43,400	3,472	46,872	0	31. 3. 31	31. 4. 17
2	31. 5	43,400	3,472	46,872	43,400	3,472	46,872	0	31. 4. 30	31. 5. 17
3	31. 6	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 5. 31	31. 6. 17
4	31. 7	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 6. 30	31. 7. 17
5	31. 8	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 7. 31	31. 8. 17
6	31. 9	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 8. 31	31. 9. 17
7	31. 10	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 9. 30	31. 10. 17
8	31. 11	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 10. 31	31. 11. 17
9	31. 12	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 11. 30	31. 12. 17
10	32. 1	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	31. 12. 31	32. 1. 17
11	32. 2	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 1. 31	32. 2. 17
12	32. 3	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 2. 29	32. 3. 17
13	32. 4	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 3. 31	32. 4. 17
14	32. 5	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 4. 30	32. 5. 17
15	32. 6	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 5. 31	32. 6. 17
16	32. 7	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 6. 30	32. 7. 17
17	32. 8	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 7. 31	32. 8. 17
18	32. 9	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 8. 31	32. 9. 17
19	32. 10	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 9. 30	32. 10. 17
20	32. 11	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 10. 31	32. 11. 17
21	32. 12	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 11. 30	32. 12. 17
22	33. 1	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	32. 12. 31	33. 1. 17
23	33. 2	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	33. 1. 31	33. 2. 17
24	33. 3	43,400	3,472	46,872	0	0	0	46,872	33. 2. 28	33. 3. 17

リース代	1,041,600 円
消費税額	83,328 円
お支払総額	1,124,928 円
前払金	93,744 円
お支払期日	31. 4. 30
充当方法	第 回 円 第 1回~第 2回 46,872 円 第 回~第 回 円

保証金	0 円
お支払期日	
お支払方法	トヨタクレジット

銀行名	
支店名	
口座種別	
口座番号	

*消費税額には地方消費税を含みます。
振込される場合は上記口座までお願いいたします。
なお振込手数料は貴社にてご負担お願いいたします。

5014084000

第14条 (代車)

乙は表記(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の選定するレンタカーを代車として無償で甲に貸渡すものとし、保険相償等の貸渡条件は貸渡すレンタカーの所有者が業者(以下、レンタカー所有者)が定める貸渡約款に従うものとする。但し、乙の責に帰さない事由によって、甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用は、甲の負担とする。

第15条 (事故処理)

甲は事故が発生した場合は直ちに乙および保険会社に報告するとともに、併せて下記事項を守り保険処理が速やかに行われることに協力するものとする。①法令および保険約款に定められた処置をとること。②事故に関して不利益な協定をしないこと。③賠償の保全をすること。

第16条 (損害賠償)

次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引受けて賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとする。①甲による自動車の使用・保管に起因して人的または物的損害(盗難にあっては自動車により引き起こされた事故による人的または物的損害を含む)が発生した場合。②甲が本契約に違反したことにより、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第17条 (自動車の滅失・毀損)

第2条第1項に定める自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天変地異その他甲の責に帰さない事由によって生じた自動車の滅失、毀損等の一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとする。①甲は詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、速やかに盗難届または紛失届を所轄の警察署に提出するものとする。②甲は、第11条第5項により、乙が自動車の滅失・毀損に因り保険金を受領した場合、期限の到来にかかわらず、乙の受取金額を限度として甲の乙に対する賠償の義務に充当しても異議をいふものとする。③前項の場合において、乙が受領した保険金額が、甲の乙に対する債務を超過する場合はその超過分を乙は甲に返還するものとし、不足する場合は不足分を甲は乙に支払うものとする。

第18条 (権利の移転等)

乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて予め承諾するものとする。②乙は、自動車の所有権を本契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて予め承諾するものとする。

第19条 (費用の変動および追加)

甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその差額を精算するものとし、その支払方法については乙の定めによるものとする。①公租公課および自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合。②法令により費用等が生じた場合。③甲の甲の申し出による自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などによりリース料の増加または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとする。④甲および乙は、自動車任意保険料の割引率の変動による保険料の過不足については、精算しないものとする。

第20条 (リース支払額前払い)

下記に掲げる事由の一が生じたときは、甲は本契約に基づく期限の利益を喪失するものとし、乙は甲に対して残存期間のリース支払額全額の前払いを請求できるものとする。①甲が1回でもリース支払額の支払を遅延したとき。②自動車について著しい破損・滅失(天変地異等の不可抗力によるものを含む)、盗難、紛失、被窃等の事故を生じたとき、または乙に優先する権利を主張するものがあらわれたとき。③甲について下記に掲げる事由の一が生じたとき。イ、手形、小切手(乙以外の第三者に対して振出したものを含む)を不渡りにしたとき。ロ、支払停止、公租公課の滞納または仮差押・仮処分、保全処分、強制執行・差押等の申立てを受けたとき。ハ、特別清算・破産・民事再生、会社更生手続きの申立てがあったとき、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理(任意整理)に入ったとき。ニ、監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止もしくは廃止したとき。ホ、事業譲渡または会社分割等の決議をしたとき。ヘ、解散の決議をしたとき。ト、後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、または逃亡・失踪もしくは刑事上の訴追を受けたとき。チ、経済が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。④連帯保証人について前号に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に従わないとき。⑤甲が本契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。⑥甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき。

第21条 (自動車等の積り)

甲に前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条第3号の一つに該当した場合は、甲は、乙の請求があった時は、直ちに自動車等を乙または乙の指定する者に引渡すものとする。

第22条 (約定による解除または解約)

乙は、甲に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとする。②前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとする。

3. 第1項により、本契約がリース期間開始後に解約されたときは、甲は乙に、第25条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに現金で一括して支払うものとする。第23条 (自動車の返還時の処置) リース期間が満了したとき、または本契約が解除もしくは解約されたとき、甲は直ちに自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受けた自動車を第9条で乙に帰属したものを除き、甲の費用負担で原状に回復したうえで乙の指定する場所に返還するものとし、甲が自動車を原状に回復しない場合は、乙は付加された物件を含めて自動車を乙が取り扱うものとし、乙は付加された物件については第5項による自動車の償却にも含めるものとし、甲は、その物件の返還または損傷賠償等の請求をしないものとする。③甲が任意に自動車を返還しないときは、乙は自ら自動車を引揚げるものとする。④甲は、下記に掲げる費用等があるときは、これを乙に支払うものとし、①自動車の返還が遅延したときは、契約終了日の翌日から自動車返還日までの間の第5条第2項のリース支払額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算)。②返還した自動車が第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状回復に必要費用。

第24条 (契約走行距離等)

甲、乙双方は第5条のリース料が、表記(12)記載の契約走行距離を前提に定めたものであることを確認するものとし、①自動車走行距離が超過したとき、甲が表記(12)記載の契約走行距離に超過する期間を超過した距離を超過した期間の日からリース契約が解約された日までの期間の月数とし、超過した距離を超過した期間の日からリース料が超過した日までの発生したリース料とする。第25条 (規定損害金等) 本契約が解約されたときは、甲は表記(16)記載の規定損害金および解約後に既に支払済みの未払リース支払額を、直ちに乙に支払わなければならない。ただし、自動車返還されたときは、第23条による評価額をまた第11条により乙が車両保険金を受領したときは、その額を控除するものとする。

第26条 (権利の担保)

乙が本契約による自らの権利を行使するため、または第三者より異議の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとった場合には、甲は乙が支払った全ての費用を負担するものとする。

第27条 (再リース)

甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合は、甲、乙協議の上で自動車について新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとする。

第28条 (連帯保証人)

甲が本契約に基づく債務(リース支払額債務、規定損害金支払債務等)の支払を怠ったときは、支払うべき期間の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。第29条 (連帯保証人) 連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(第13条に基づき乙が負うべき修理費等を含む)を保証し、かつ相互に連帯して甲と共に債務の責を負うものとする。②乙は必要と認めるときは、甲に対し連帯保証人の追加・変更を求めることでき、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとする。③連帯保証人は、乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務全額の支払を請求されても異議をいふものとする。④連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証人、もしくは担保を変更、解除し、連帯保証人および担保の請求をしないものとする。⑤連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、代位によって乙から権利取得した場合でも、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権を行使出来ないものとする。

第30条 (権利の事項)

甲および連帯保証人は、この契約の締結日において、甲および連帯保証人(これらの役員および従業員を含む。以下、本条において同じ)が暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と脅迫手段を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下、反社会的勢力という)ではないことを誓約し、かつ、この契約の締結期間中、反社会的勢力に属さないことを誓約するものとする。②甲および連帯保証人は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して、次の各に該当する事項を行わないことを誓約するものとする。①詐術、暴力的行為または脅迫的言動の使用等。②事実を反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。③乙の名称や信用等を毀損し、または、毀損するおそれのある行為等。④乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為等。

第31条 (特約事項)

表記(16)記載の特約事項は、本契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとする。

第32条 (訴訟管轄)

甲、乙および連帯保証人は本契約に関する一切の義務履行地を乙の本店・店または営業所とする。また、本契約に関する争いについては乙の本所在地を管轄の裁判所とするに合意するものとする。

第33条 (乙の通知あるいは意思表示)

乙が第22条の解除または解約の通知その他本契約に関する意思表示を、本契約記載または第10条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所宛に届けた場合には、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達しなかったときは、当該通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第34条 (公正証書)

甲および連帯保証人は、金銭債務不履行のとき、乙の要求に応じ、直ちに強制執行を受けても異議はない旨の認諾を付して本契約の趣旨に従い、公正証書を作成することを承諾するものとし、その費用は、甲の負担とする。

第35条 (取立委任)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債務をトヨタファイナンス株式会社(以下、西という)またはその他の第三者に取立委任することを予め承諾するものとする。②甲および連帯保証人は、取立委任の事実に関する通知が、乙に代わって丙または乙の他の第三者から甲に対して行われることに予め同意するものとする。

第36条 (トヨタファイナンス株式会社への譲渡担保)

甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債務を丙に譲渡担保に供することを予め承諾するものとする。②甲および連帯保証人は、譲渡担保の事実に関する通知が、乙に代わって丙甲に対して行われることに予め同意するものとする。

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																						
	7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費																					
	案分率	50%																					
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																						
	<p>ご利用明細票</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お取扱日</th> <th>店番</th> <th>お取引内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31-04-23</td> <td></td> <td>カード送金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>記号</td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">取扱番号</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">N310</td> <td>*96,400</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>残高</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 送金料金 *432円 振込予定日 31-04-23 セキグチ マサヒト </td> </tr> </tbody> </table> <p>ご利用いただきましてありがとうございました。 <u>ゆうちょ銀行</u></p>		お取扱日	店番	お取引内容	31-04-23		カード送金		記号	番号	取扱番号		お取引金額	N310		*96,400			残高	送金料金 *432円 振込予定日 31-04-23 セキグチ マサヒト		
お取扱日	店番	お取引内容																					
31-04-23		カード送金																					
	記号	番号																					
取扱番号		お取引金額																					
N310		*96,400																					
		残高																					
送金料金 *432円 振込予定日 31-04-23 セキグチ マサヒト																							
	案分率																						

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

4月分		氏名					
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	月						
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土	16:00	20:00		4:00		
14	日						
15	月						
16	火						
17	水	13:00	16:00		3:00		
18	木						
19	金	13:00	16:00		3:00		
20	土						
21	日						
22	月						
23	火						
24	水						
25	木						
26	金	13:00	16:00		3:00		
27	土						
28	日	14:00	17:00		3:00		
29	月	9:00	12:00		3:00		
30	火	16:00	21:00		5:00		
31	水						
計					(A) 24:00		

上記のとおり勤務したことを証明します。

関口正人



【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)
- ①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)
- ③ 総支給額 (B) + (C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円](所得税・住民税、保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。
平成31年4月 30日

氏名

【政務活動費充当額の計算】

- 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)
- 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)
- 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 50,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成30年7月1日から 平成31年5月31日まで	
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他	
就業場所	三田市けやき台3丁目54番1号 関口正人議員事務所、及び、自宅	
仕事内容	政務活動に係る補助 及び 関係書類の作成 その他議員活動に係る補助	
就業時間	月25時間以内	
休 日	週1日以上	
給与(賃金)	月額100,000円	
給与支払	毎月分を毎月末までに支払	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成30年7月1日		
雇 用 者 兵庫県議会議員 関口正人		
被雇用者		

領収書等添付様式【共通】

(平成31年5月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目	
	1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	案分率	50%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	

343-1402-1
関口 正人 様

請求書

伊丹産林株式会社

締切日 2019年04月20日
振替日 2019年05月06日

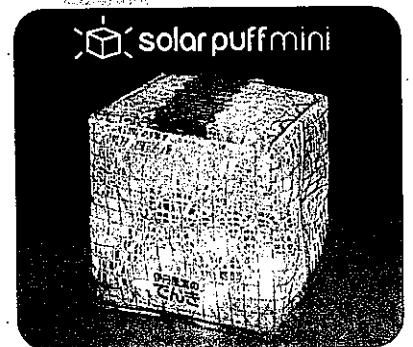
下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
37488	37488			27275	27275
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	口座振替のお知らせ 依日の場合は翌営業日となります。 振替日 05月06日	
	191.16				

締切日以後の御入金が含まれていないので行き違いの節は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
04/08	入金(自動振替)				37488
03/25	レギュラー	0001	3191	1420	4531
03/28	レギュラー	0001	4077	1420	5789
03/28	レギュラー	0001	2034	1420	2888
04/09	レギュラー	0001	3287	1420	4668
04/17	レギュラー	0001	3606	1440	5193
04/19	レギュラー	0001	2921	1440	4206
				##合計##	27275
				(内消費税)	2022

ガスと電気で
プレゼント!!



裏面を開いてご覧下さい

※「伊丹」 01-05-07 .ガス *27,275 燃料費

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年5月分)

(会派名 維新の会)

(議員名 関口正人)

整理 番号	使 途 項 目																												
	2	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費																											
		<table border="1"> <tr> <td>案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">それ以外の案分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。</td> </tr> </table>	案分率	50%	それ以外の案分		案分の説明		政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																				
案分率	50%																												
それ以外の案分																													
案分の説明																													
政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。																													
	<div style="text-align: center;"> <h2>ご利用明細票</h2> <table border="1"> <tr> <th>お取扱目</th> <th>店番</th> <th>お取引内容</th> </tr> <tr> <td>01-05-29</td> <td></td> <td>カード送金</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td></td> <td>番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>取扱番号</th> <th colspan="2">お取引金額</th> </tr> <tr> <td>N036</td> <td colspan="2">*96,400</td> </tr> <tr> <td></td> <th colspan="2">残高</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 送金料金 *432円 振込予定日 01-05-29 / セキグチ マサヒト </td> </tr> </table> <p>ご利用いただきましてありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">— ゆうちょ銀行 —</p> </div>		お取扱目	店番	お取引内容	01-05-29		カード送金	記号		番号				取扱番号	お取引金額		N036	*96,400			残高					送金料金 *432円 振込予定日 01-05-29 / セキグチ マサヒト		
お取扱目	店番	お取引内容																											
01-05-29		カード送金																											
記号		番号																											
取扱番号	お取引金額																												
N036	*96,400																												
	残高																												
送金料金 *432円 振込予定日 01-05-29 / セキグチ マサヒト																													

(添付様式 9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書								
5月分		氏 名		[Redacted Name]				
日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除 時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水	9:00	12:00		3:00			
2	木							
3	金	9:00	10:00		1:00			
4	土							
5	日							
6	月	14:00	17:00		3:00			
7	火							
8	水	9:00	17:00	1:00	6:00			
9	木							
10	金							
11	土	9:00	12:00		3:00			
12	日	9:00	12:00		3:00			
13	月							
14	火	16:00	21:00		5:00			
15	水	9:00	10:00		1:00			
16	木							
17	金							
18	土							
19	日							
20	月							
21	火							
22	水							
23	木							
24	金							
25	土							
26	日							
27	月							
28	火							
29	水							
30	木							
31	金							
計					(A) 25:00			

上記のとおり勤務したことを証明します。 関口正人

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [時間 分] × 単価 [円] = 円(B)

①' 月額の場合 支給額 = 100,000 円(B)

② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)

③ 総支給額 (B) + (C) = 100,000 円(D)

【実支給額(総支給額－諸控除額)の計算】

(D) - [3,600円] (所得税・住民税・保険料本人負担額) = 96,400 円(E)

金 96,400 円(E)

左記金額を確かに領収致しました。

平成31年5月 31日

氏名 [Redacted Name]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 総支給額(D)[100,000円] × 案分率[50%] = 50,000 円(F)

○ 保険料等雇用主負担額 総額 [円] × 案分率 [%] = 円(G)

○ 政務活動費充当額の計 (F) + (G) = 50,000 円

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和1年6月分)
(会派名 維新の会)
(議員名 関口正人)

整理番号	使途項目	
	1	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
	案分率	50%
	それ以外の案分 案分の説明 政務活動及びそれ以外の議員活動のため、共通案分率50%を適用した。	

343-1402-1
関口 正人 様

請求書

伊丹産業株式会社

締切日 2019年05月20日
振替日 2019年06月06日

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	その他	繰越金額	御買上合計	今回御請求金額
27275	27275			28886	28886
ハイオク	レギュラー	軽油	灯油	<input type="checkbox"/> 座振替のお知らせ 休日の場合は翌営業日と 振替日 06月06日 なります。	
	193.32				

締切日以後の御入金は含まれていませんので行き違いの際は悪しからずご了承願います。

月日	商品名	車番	数量	単価(円)	金額(円)
05/07	入金(自動振替)				27275
04/27	レギュラー	0001	3741	1470	5499
05/02	レギュラー	0001	2766	1500	4149
05/04	レギュラー	0001	2719	1500	4079
05/09	レギュラー	0001	3032	1500	4548
05/15	レギュラー	0001	3008	1500	4512
05/20	レギュラー	0001	4066	1500	6099
				##合計## (内消費税)	28886 2139

生活かけつけ
サービス無料



詳しくは裏面を開いてご覧下さい。

※「伊丹米」は、伊丹産業株式会社の保証する、お米の登録商標です。

33	
34	
35	
36	01-06-06 .ガス *28,886 燃料費
37	